及び船会社（同法第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第十項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（当該原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面をいう。以下同じ。）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。次号及び第三号において同じ。）の記載があるものに限る。次号及び第三号において「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、主務大臣から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（当該原油等の価格以外の費用であって、当該原油等の輸送に係る輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料その他の費用をいう。次号において同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置 ［二～四　略］	及び船会社（同法第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（当該原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面をいう。以下同じ。）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。次号及び第三号において同じ。）の記載があるものに限る。次号及び第三号において「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、主務大臣から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（当該原油等の価格以外の費用であって、当該原油等の輸送に係る輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料その他の費用をいう。次号において同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置 ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行の日（令和七年四月一日）から適用する。

○財務省・経済産業省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（令和六年財務省・経済産業省告示第五号）は、同日をもって廃止する。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること。
二	ベンチャーキャピタル等からの出資等を受けて事業の成長を図る者	我が国の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援すること。
三	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点を活かした事業を促進すること。
四	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	一旦事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること。
五	1　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定により経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第一号）に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれるもの 3　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）の規定により基盤確立事業実施計画の認定を受けた者 4　中小企業等経営強化法の規定により経営力向上計画の認定を受けた者 5　1から4までに該当しない者であって、新たに経営多角化、事業転換又は新たな市場への進出を図るもの	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新等を支援すること。
六	1　事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者であって、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けているもの	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じた経営革新若しくは異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等（中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」